

## 奈良県告示第四百十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により次  
のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和元年六月十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 徴収を委託した歳入

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館が発行する図録の売払代金

### 二 受託者の名称及び所在地

名称 一般財団法人橿原考古文化財団

所在地 橿原市畝傍町五〇番地の二 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館内

### 三 委託事務の取扱期間

平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで